

令和8年度 第1回 小山町上下水道審議会

令和8年10月2日（金）
午後2時から
小山町役場 別棟会議室A

次 第

1 開 会

2 委嘱書交付

3 委員紹介

4 町長あいさつ

5 会長選出

6 諮 問

7 会長あいさつ

8 議 事

①会議の公開について

②水道事業・下水道事業の状況説明

③質疑等

9 そ の 他

委員報酬口座について 他

10 閉 会

小 山 町 上 下 水 道 審 議 会 委 員 名 簿

任期：令和８年１０月２日～当該諮問に係る審議終了まで

No.	氏 名	推薦区分	備考
1	新 井 昇	小山町区長会推薦 (地域代表)	
2	白 戸 博 之	成美地区区長会推薦 (地域代表)	
3	遠 藤 勝 郎	明倫地区区長会推薦 (地域代表)	
4	藤 曲 敏 春	足柄地区区長会推薦 (地域代表)	
5	山 口 芳 美	北郷地区区長会推薦 (地域代表)	
6	米 山 恒 久	須走地区区長会推薦 (地域代表)	
7	杉 山 大 寿	須走地区区長会推薦 (地域代表)	
8	池 谷 正 徳	小山町商工会推薦 (受益者)	(株)イケヤ 社長
9	草 野 年 男	小山町企業懇話会推薦 (受益者)	(株)日立ハイテクアナリシス 取締役事業所長
10	大 浦 栄 子	民生委員・児童委員推薦 (受益者)	
11	鈴 木 靖 子	一般公募者 (受益者)	
12	長 田 忠 典	町行政職員	企画総務部長
13	山 口 幸 治	町行政職員	都市基盤部長
	山 本 公 敏	行政アドバイザー	常葉大学経営学部 准教授

水道事業

1 小山町水道事業の概要

小山町の水道事業は、昭和 31 年 3 月に計画給水人口 15,000 人、一日最大給水量 4,500 m³ / 日として創設され、昭和 49 年 3 月に第 1 期拡張事業に着手し、現在は第 7 期拡張事業に取り組んでいる。

【事業の経緯】				計画給水人口	計画一日最大給水量
①昭和 31 年	3 月	水道創設事業認可		15,000 人	4,500 m ³ / 日
②昭和 40 年度		メーター制へと移行			
③昭和 49 年	3 月	第 1 期拡張事業認可		20,000 人	7,500 m ³ / 日
④昭和 62 年	1 月	第 2 期拡張事業認可		20,000 人	14,400 m ³ / 日
⑤平成 4 年	7 月	第 3 期拡張事業認可		20,000 人	19,500 m ³ / 日
⑥平成 7 年	3 月	第 4 期拡張事業認可		24,000 人	22,800 m ³ / 日
⑦平成 25 年	9 月	第 5 期拡張事業認可		20,030 人	22,600 m ³ / 日
⑧平成 27 年	9 月	届出		20,000 人	22,540 m ³ / 日
⑨平成 28 年 10 月		第 6 期拡張事業認可		20,030 人	22,600 m ³ / 日
⑩令和 元年	8 月	第 7 期拡張事業認可		20,900 人	25,300 m ³ / 日

【施 設】

主な水道施設は取水施設、配水施設からなり、水源は全て自己水源となっている。配水方法は、自然流下方式を原則としているが、町内可住域の高低差は 700m 以上あるため、中間点及び末端部では減圧方式や加圧方式により給水する地区が存在している。

① 水源地等

奈良橋第 1 水源地ほか 19 水源地（予備水源を除く）

配水池 22 箇所

（小山・足柄・北郷・須走・湯船原の 5 水系で供給）

② 水道管布設延長

約 179 km

※令和 7 年度決算時

【職員数】 7 人（上下水道課職員 9 人）

【給水収益】 年間約 267 百万円（税抜き）

【給水件数】 7,381 件（令和 7 年度末）

【給水人口】 16,172 人

【行政人口】 16,498 人

【資産総額】 約 59 億 6 千万円

2 料金改定の変遷

昭和40年	4月	計量給水料金に変更
昭和44年	4月	料金改定
昭和48年	11月	料金改定
昭和52年	5月	料金改定
昭和60年	4月	料金改定
平成元年	4月	料金改定（消費税の導入・消費税3%）
平成5年	4月	料金改定
平成9年	4月	料金改定（消費税の改定・消費税5%）
平成26年	4月	料金改定（消費税の改定・消費税8%）
令和4年	12月	料金改定（消費税の改定・消費税10%）

3 上水道使用料金状況

現在

(税込み)

口径	1か月当り料金		2か月当り料金		超過料金
	基本数量	基本料金	基本数量	基本料金	1 m ³ 当り
13mm	13 m ³	550 円	26 m ³	1,100 円	121 円
20mm	15 m ³	880 円	30 m ³	1,760 円	
25mm	18 m ³	1,243 円	36 m ³	2,486 円	
30mm	70 m ³	7,535 円	140 m ³	15,070 円	
40mm	100 m ³	11,165 円	200 m ³	22,330 円	
50mm	140 m ³	16,005 円	280 m ³	32,010 円	
75mm～	170 m ³	19,635 円	340 m ³	39,270 円	

令和4年12月改定以前（旧）

(税込み)

口径	1か月当り料金		2か月当り料金		超過料金
	基本数量	基本料金	基本数量	基本料金	1 m ³ 当り
13mm	13 m ³	500 円	26 m ³	1,000 円	90 円
20mm	15 m ³	800 円	30 m ³	1,600 円	
25mm	18 m ³	1,000 円	36 m ³	2,000 円	
30mm	70 m ³	3,900 円	140 m ³	7,800 円	
40mm	100 m ³	6,100 円	200 m ³	12,200 円	
50mm	140 m ³	8,300 円	280 m ³	16,600 円	
75mm～	170 m ³	9,900 円	340 m ³	19,800 円	

4 料金改定の理由

- ① 水道事業は料金収入で運営（独立採算制）
- ② 進む老朽化と急がれる耐震化
- ③ 水需要（有収水量）は平成 17 年度のピーク時に比べ 15%以上減少
- ④ 加速する人口減少による厳しい経営状況

5 審議会について

目的：町長の諮問に応じて水道料金に対しての審議

根拠：小山町上下水道審議会条例

【料金改定の審議に係る構成員】

審議会委員 13 名で構成 学識経験者 1 名（行政アドバイザー）

- ・水道使用者 11 名（小山町区長会長推薦、各地区区長会長推薦
商工会長推薦、企業懇話会長推薦、一般公募
小山町民生委員・児童委員会会長推薦）
- ・行政幹部職員 2 名（企画総務部長、都市基盤部長）

今後の審議予定内容

- ・水道事業の現状と見通し
（現行の料金体系、水需要と給水の状況、施設の課題と事業計画、
地方公営企業会計の仕組みと経営見通し）
- ・水道料金改正の必要性
↓
- ・水道料金算定方法
- ・水道料金改定案の審議
↓
- ・水道料金改定案の意見集約
- ・答申書案の起草、確認
- ・答申

6 料金の算定について

- 算定期間 ： 5 年間
- 算定方法 ： 総括原価方式
- 料金改定の考え方
 - ① 損益ベースで純利益を出すこと
 - ② 供給単価が給水原価を上回ること
 - ③ 内部留保資金を確保すること
 - ④ 企業債残高の抑制を図ること

●関係法令

【小山町給水条例（抜粋）】

（目的）

第1条 この条例は、法令その他別に定めのあるもののほか、小山町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（料金の徴収）

第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

（料金）

第24条 料金は、1か月につき、次の表により算定した基本料金と超過料金との合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)に1を加えた率を乗じて得た額とする。

表（省略）

【水道法（抜粋）】

（この法律の目的）

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2（省略）

第2条の2 国は、水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、都道府県及び市町村並びに水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。

2～4（省略）

(事業の認可及び経営主体)

第6条 水道事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が經營するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を經營することができるものとする。

(供給規程)

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な經營の下における適正な原価に照らし、健全な經營を確保することができる公正妥当なものであること。

二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

三 (省略)

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

五 (省略)

【水道法施行規則（抜粋）】

(法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第12条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を經營する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。)との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定

性を勘案して設定されたものであること。

【地方公営企業法（抜粋）】

（この法律の目的）

第1条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

一 水道事業(簡易水道事業を除く。)

二～七（省略）

（経営の基本原則）

第3条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

（特別会計）

第17条 地方公営企業の経理は、第二条第一項に掲げる事業ごとに特別会計を設けて行なうものとする。但し、同条同項に掲げる事業を二以上経営する地方公共団体においては、政令で定めるところにより条例で二以上の事業を通じて一の特別会計を設けることができる。

（経費負担の原則）

第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

- 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道事業 財政シミュレーション

単位：千円

[illegible]

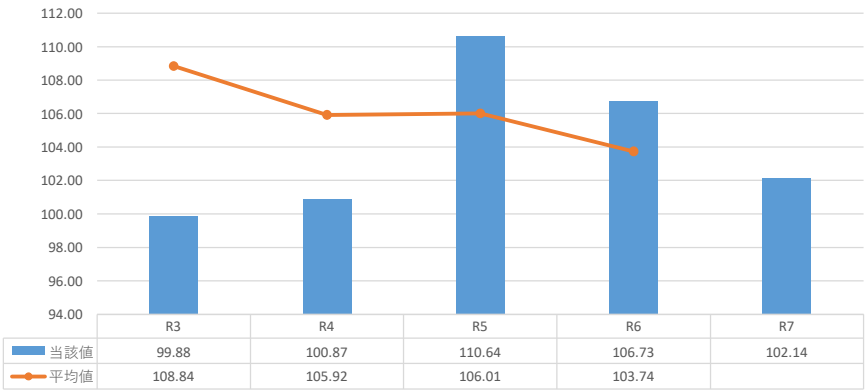
小山町水道事業経営比較分析表（令和3年度～令和7年度決算）

※ 令和7年度の平均値については、国がR9.3月頃公表予定のため未記入です。

グラフ凡例

- 小山町の値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）

①経常収支比率（％）

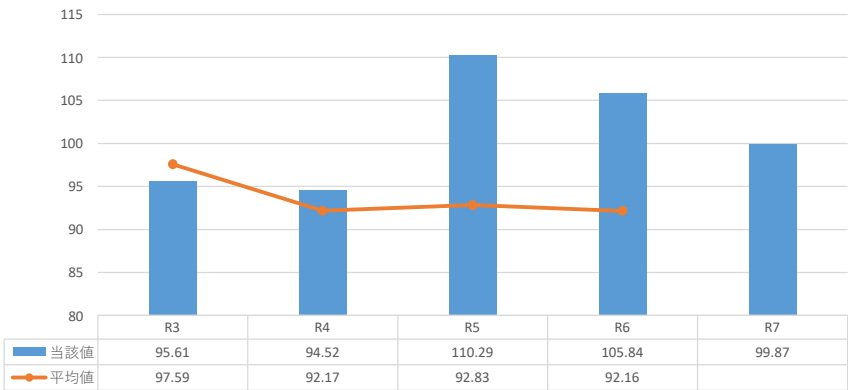


【算出式】経常収益÷経常費用×100

【指標の意味】給水収益や補助金等の収益で維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

【分析の考え方】単年度収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要

②料金回収率（％）

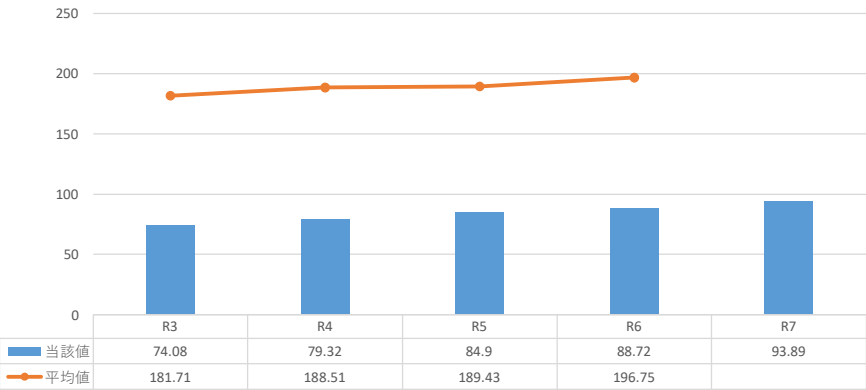


【算出式】供給単価÷給水原価×100

【指標の意味】給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した料金水準の評価に用いる指標

【分析の考え方】100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する

③給水原価（円）

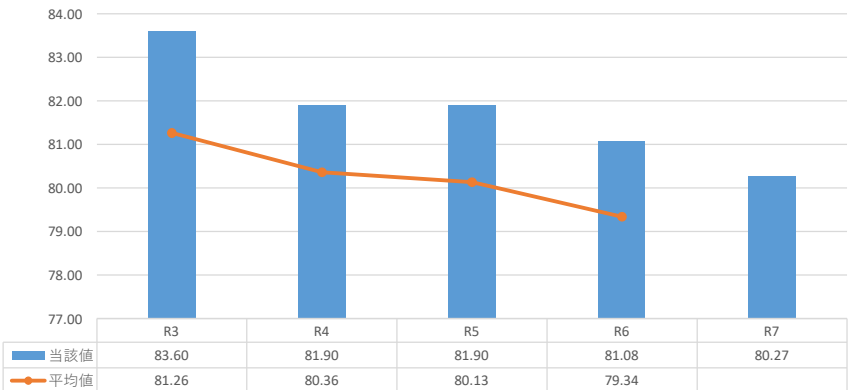


【算出式】経常費用－（受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費）－長期前受金÷年間総有収水量

【指標の意味】有収水量1㎡当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標

【分析の考え方】明確な数値基準はなく経年比較や類似団体との比較により状況把握が必要

④有収率（％）



【算出式】年間総有収水量÷年間総配水量×100

【指標の意味】施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標

【分析の考え方】100%に近いほど施設の稼働が収益に反映されている。低い場合は漏水等の原因特定・対策を要する

下水道事業

1 小山町下水道事業の概要

小山町の下水道事業は、平成 3 年 1 月に下水道整備基本構想を策定し須走地区は、独自に排水処理する地区として位置づけられ、平成 5 年に公共下水道（須走処理区）事業計画認可・都市計画事業の事業計画認可を受け、平成 6 年度より管渠工事に着手、平成 10 年度には須走浄化センターが完成、平成 11 年 4 月より一部供用開始した。

【事業の経緯】

- ①平成 3 年 1 月 小山町下水道整備基本構想策定
- ②平成 5 年 9 月 公共下水道（須走処理区）事業計画認可
都市計画事業の事業計画認可
- ③平成 6 年 9 月 管渠工事着手
- ④平成 8 年 10 月 須走浄化センター建設工事着手
- ⑤平成 11 年 4 月 公共下水道（須走処理区）一部供用開始
- ⑥平成 11 年 5 月 公共下水道（須走処理区）事業計画変更認可
- ⑦平成 16 年 5 月 公共下水道（須走処理区）事業計画変更認可
- ⑧平成 23 年 3 月 公共下水道（須走処理区）事業計画変更認可
- ⑨平成 30 年 3 月 公共下水道（須走処理区）事業計画変更認可
- ⑩令和 7 年 3 月 公共下水道（須走処理区）事業計画変更認可

【施設】

本町の公共下水道施設（須走処理区）は、須走浄化センターと污水排水の為の管渠施設により、処理区域面積 215ha、処理人口 3,600 人を処理計画として稼働をしている。污水の処理方式は、オキシデーションディッチ法による。処理水は小山佐野川支流に放流。また、汚泥の最終処分については、濃縮→脱水→搬出（業者委託：焼却処分）により処分をしている。

① 須走浄化センター

管理棟（鉄筋コンクリート 1 階建：延床面積 638.74 m²）

機械棟（鉄筋コンクリート 3 階建：延床面積 1,667.49 m²）

オキシデーションディッチ・最終沈殿池・塩素混和池・污泥ポンプ室

② 管渠延長 約 23 km

※令和 7 年度決算時

- 【職員数】 2 人（上下水道課職員 9 人）
- 【使用収益】 年間約 87 百万円（税抜き）
- 【処理区域】 須走地区

【 処理人口 】 3, 1 0 5 人

【 処理区域内人口 】 3, 2 9 2 人

2 料金改定の変遷

平成 1 1 年 4 月 料金施行（消費税の改定・消費税 5 %）

平成 2 6 年 4 月 料金改定（消費税の改定・消費税 8 %）

令和 4 年 1 2 月 料金改定（消費税の改定・消費税 10 %）

※令和 5 年度から水道事業同様に公営企業会計に移行

3 下水道使用料金状況

（現在）

（税込み）

1 ヶ月当り料金		2 ヶ月当り料金	
基本使用料（10 m ³ まで）	1,210 円	基本使用料（20 m ³ まで）	2,420 円
10 m ³ を超え 30 m ³ まで	121 円	20 m ³ を超え 60 m ³ まで	121 円
30 m ³ を超え 50 m ³ まで	143 円	60 m ³ を超え 100 m ³ まで	143 円
50 m ³ を超え 100 m ³ まで	154 円	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	154 円
100 m ³ を超えるもの	176 円	200 m ³ を超えるもの	176 円

令和 4 年 1 2 月改定以前 （旧）

（税込み）

1 ヶ月当り料金		2 ヶ月当り料金	
基本使用料（10 m ³ まで）	1,100 円	基本使用料（20 m ³ まで）	2,200 円
10 m ³ を超え 30 m ³ まで	110 円	20 m ³ を超え 60 m ³ まで	110 円
30 m ³ を超え 50 m ³ まで	130 円	60 m ³ を超え 100 m ³ まで	130 円
50 m ³ を超え 100 m ³ まで	140 円	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	140 円
100 m ³ を超えるもの	160 円	200 m ³ を超えるもの	160 円

4 料金改定の理由

- ① 使用料収入の減少傾向と汚水処理に充てる財源不足
- ② 多額な繰入金による一般会計への財政圧迫
- ③ 受益者負担の原則

5 審議会について

目的：町長の諮問に応じて、下水道使用料に対しての審議

根拠：小山町上下水道審議会条例

6 料金の算定について

- 算定期間 ： 5 年間
- 算定方法 ： 総括原価方式
- 料金改定の考え方
 - ① 損益ベースで純利益を出すこと
 - ② 一般会計繰入金を義務負担内に抑えること
 - ③ 内部留保資金を確保すること
 - ④ 企業債残高の抑制を図ること

●関係法令

【小山町下水道条例（抜粋）】

（趣旨）

第1条 小山町(以下「町」という。)の設置する公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等については、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（使用料の徴収）

第22条 管理者は、公共下水道の利用者から使用料を徴収する。

2 使用料は、利用者が排除した汚水の量に応じ、使用月につき別表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額とする。

3 前項の使用料の算定に当たり、次に掲げる金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 2使用月の使用料を合計した金額

(2) 使用月又は次条の場合における随時の徴収に係る当該使用料の金額

4 利用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、使用態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 氷製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水量と著しく異なる場合は、利用者の申告によりその者の汚水の排除状況を勘案して管理者が認定する。

5 使用料に関し、この条例に定めのない事項については、小山町給水条例(平成10年小山町条例第2号)の例による。

【下水道法（抜粋）】

（この法律の目的）

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（管理）

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2（省略）

(事業計画の策定)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)
は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、
事業計画を定めなければならない。

2～6 (省略)

(事業計画に定めるべき事項)

第5条 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び
頻度
 - 二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
 - 三 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配
置、構造及び能力
 - 四 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
 - 五 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第三項及び次条
第四号において同じ。)
 - 六 工事の着手及び完成の予定年月日
- 2 前条第一項の事業計画においては、前項各号に掲げるもののほか、浸水被害の発生を
防ぐべき目標となる降雨(以下「計画降雨」という。)を定めることができる。
- 3～4 (省略)

(使用料)

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者か
ら使用料を徴収することができる。

- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
 - 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
 - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
 - 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 (省略)

下水道事業 収益的収支の財政計画

【税抜】

(単位:千円, %)

区 分			年 度	令和5年度 （ 実 績 ）	令和6年度 （ 実 績 ）	令和7年度 （ 実 績 ）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	営 業 収 益	98,511	87,004	87,161	84,105	83,651	83,185	82,731	82,277	81,762	81,259	80,744	80,241	
		料 金 収 入	83,291	86,134	87,070	83,785	83,331	82,865	82,411	81,957	81,442	80,939	80,424	79,921	
		そ の 他 ※	15,220	870	91	320	320	320	320	320	320	320	320	320	
		営 業 外 収 益	147,748	139,637	106,948	118,119	109,595	116,688	129,118	139,166	152,632	148,702	149,369	149,717	
		補 助 金	補 助 金	69,939	61,152	44,772	54,544	43,135	47,113	54,865	63,418	74,657	70,396	71,018	71,507
			他 会 計 補 助 金	69,939	61,152	44,772	54,544	43,135	47,113	54,865	63,418	74,657	70,396	71,018	71,507
		長 期 前 受 金 戻 入	77,728	78,402	62,104	63,494	66,379	69,494	74,172	75,667	77,894	78,225	78,270	78,129	
		そ の 他	81	83	72	81	81	81	81	81	81	81	81	81	
	収 入 計	246,259	226,641	194,109	202,224	193,246	199,873	211,849	221,443	234,394	229,961	230,113	229,958		
	収 益 的 支 出	収 益 的 支 出	営 業 費 用	216,197	216,048	180,020	195,781	202,783	212,073	226,148	235,907	247,041	250,036	252,616	254,944
職 員 給 与 費			職 員 給 与 費	5,914	6,545	6,732	6,825	6,825	6,825	6,825	6,825	6,825	6,825	6,825	
			基 本 給	3,416	3,656	3,850	3,225	3,225	3,225	3,225	3,225	3,225	3,225	3,225	
			退 職 給 付 費	0	0	0	443	443	443	443	443	443	443	443	
			そ の 他	2,498	2,889	2,882	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157	3,157	
経 費			経 費	87,920	85,740	72,448	87,875	89,624	91,408	93,228	95,082	96,974	98,905	100,873	102,883
			動 力 費	10,407	10,483	11,027	10,040	10,241	10,446	10,655	10,868	11,085	11,307	11,533	11,764
			修 繕 費	6,575	16,570	9,896	10,126	10,329	10,536	10,747	10,962	11,181	11,405	11,633	11,866
		そ の 他	70,938	58,687	51,525	67,709	69,054	70,426	71,826	73,252	74,708	76,193	77,707	79,253	
減 価 償 却 費		122,363	123,763	100,840	101,081	106,334	113,840	126,095	134,000	143,242	144,306	144,918	145,236		
支 出	営 業 外 費 用	9,772	6,757	5,124	5,857	4,501	4,099	4,283	4,437	5,670	5,684	5,742	5,774		
	支 払 利 息	8,394	6,691	5,102	3,891	3,123	2,721	2,905	3,059	4,292	4,306	4,364	4,396		
	そ の 他	1,378	66	22	1,966	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378	1,378		
	支 出 計	225,969	222,805	185,144	201,638	207,284	216,172	230,431	240,344	252,711	255,720	258,358	260,718		
経 常 損 益			20,290	3,836	8,965	586	-14,038	-16,299	-18,582	-18,901	-18,317	-25,759	-28,245	-30,760	
当 年 度 純 利 益（ 又 は 純 損 失 ）			20,290	3,836	8,965	586	-14,038	-16,299	-18,582	-18,901	-18,317	-25,759	-28,245	-30,760	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金			20,290	3,836	8,965	5,261	5,847	-8,191	-24,490	-43,072	-61,973	-80,290	-106,049	-134,294	
流 動 資 産			113,824	70,231	79,830	88,678	66,955	36,797	4,331	-9,986	10,688	27,594	40,826	47,960	
うち 未 収 金			5,205	5,009	4,354	8,951	8,951	8,951	8,951	8,951	8,951	8,951	8,951	8,951	
流 動 負 債			165,111	107,852	99,460	124,086	102,963	95,084	86,684	83,688	80,057	81,726	85,713	88,536	
うち 建 設 改 良 費 分			94,458	89,327	79,443	65,312	44,189	36,310	27,910	24,914	21,283	22,952	26,939	29,762	
うち 未 払 金			70,085	17,914	19,379	58,220	58,220	58,220	58,220	58,220	58,220	58,220	58,220	58,220	

下水道事業 資本的収支の財政計画

年 度			【税込】 （単位：千円）											
			令和5年度 （ 実 績 ）	令和6年度 （ 実 績 ）	令和7年度 （ 実 績 ）	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
資本的収入	資本的収入	企 業 債	12,000	10,800	11,200	41,800	45,100	67,400	48,600	146,700	20,400	20,400	20,400	20,400
		他 会 計 補 助 金	54,012	55,000	50,000	40,456	46,865	42,887	30,135	11,582	1,095	335	240	180
		国・都道府県補助金	13,285	5,720	9,744	50,600	54,600	81,800	33,200	100,100	24,869	24,869	24,869	24,869
		工 事 負 担 金	0	904	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	79,297	72,424	70,999	132,856	146,565	192,087	111,935	258,382	46,364	45,604	45,509	45,449
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		純 計	79,297	72,424	70,999	132,856	146,565	192,087	111,935	258,382	46,364	45,604	45,509	45,449
	資本的支出	建 設 改 良 費	26,842	16,711	18,186	92,500	131,636	214,244	149,244	301,476	46,498	46,498	46,498	46,498
		企 業 債 償 還 金	91,982	94,457	89,327	78,172	65,312	44,189	36,310	27,910	24,914	21,283	22,952	26,939
		そ の 他	1,224	1,224	1,224	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		120,048	112,392	108,737	170,672	196,948	258,433	185,554	329,386	71,412	67,781	69,450	73,437	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額			40,751	39,968	37,738	37,816	50,383	66,346	73,619	71,004	25,048	22,177	23,941	27,988
補填財源	損 益 勘 定 留 保 資 金	40,751	39,968	37,738	37,685	47,640	58,205	65,807	53,749	25,048	22,177	23,941	27,988	
	利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	0	0	0	131	2,743	8,141	7,812	17,255	0	0	0	0	
	計	40,751	39,968	37,738	37,816	50,383	66,346	73,619	71,004	25,048	22,177	23,941	27,988	
企 業 債 残 高			507,044	423,386	345,259	349,347	329,135	352,346	364,636	483,426	478,912	478,029	475,477	468,938

○他会計繰入金

区 分 \ 年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		(実 績)	(実 績)	(実 績)									
収益的収支分		69,939	61,152	44,772	54,544	43,135	47,113	54,865	63,418	74,657	70,396	71,018	71,507
	うち基準内繰入金	46,815	49,740	31,955	41,544	43,135	47,113	54,865	61,418	69,657	70,396	71,018	71,507
	うち基準外繰入金	23,124	11,412	12,817	13,000	0	0	0	2,000	5,000	0	0	0
資本的収支分		54,012	55,000	50,000	40,456	46,865	42,887	30,135	11,582	1,095	335	240	180
	うち基準内繰入金	2,070	2,190	2,310	1,275	1,275	1,275	1,275	1,240	1,095	335	240	180
	うち基準外繰入金	51,942	52,810	47,690	39,181	45,590	41,612	28,860	10,342	0	0	0	0
合 計		123,951	116,152	94,772	95,000	90,000	90,000	85,000	75,000	75,752	70,731	71,258	71,687

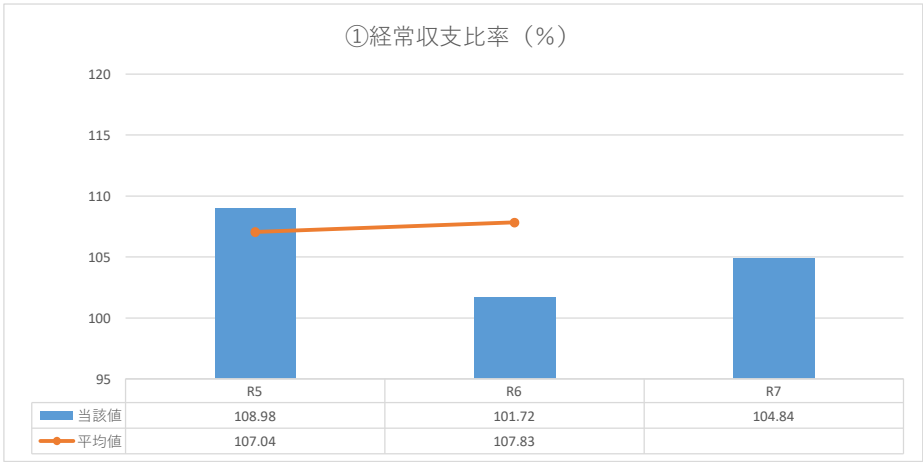
小山町下水道事業経営比較分析表（令和 5 年度～令和7年度決算）

※ 令和7年度の平均値については、国がR9.3月頃公表予定のため未記入です。

グラフ凡例

- 小山町の値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）

①経常収支比率（％）

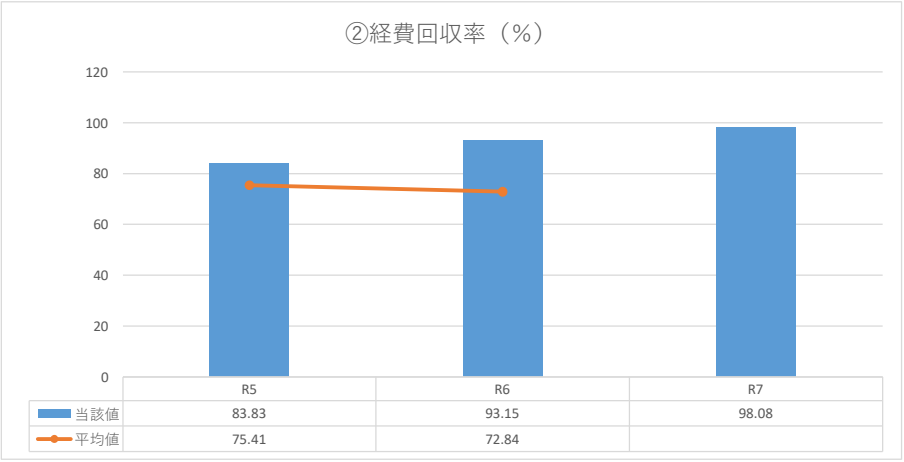


【算出式】経常収益÷経常費用×100

【指標の意味】使用料収益や繰入金等の収益で維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

【分析の考え方】単年度収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要

②経費回収率（％）

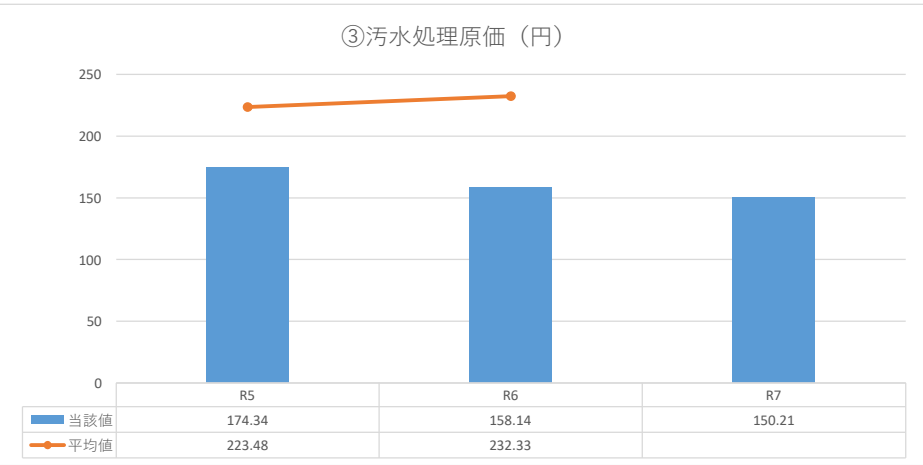


【算出式】下水道使用料÷汚水処理費×100

【指標の意味】使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した料金水準の評価に用いる指標

【分析の考え方】100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄われていることを意味する

③汚水処理原価（円）

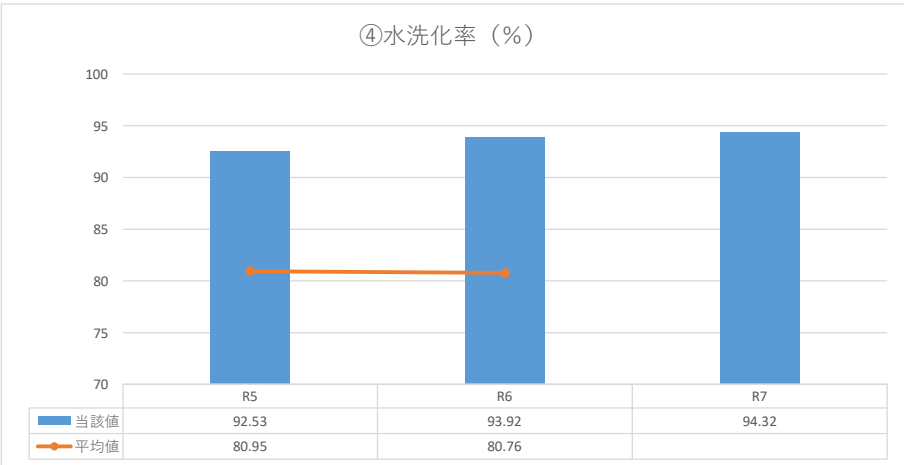


【算出式】汚水処理費÷年間有収水量

【指標の意味】有収水量1㎡当たりの汚水処理に要した費用を表した指標

【分析の考え方】明確な数値基準はなく経年比較や類似団体との比較により状況把握が必要

④水洗化率（％）

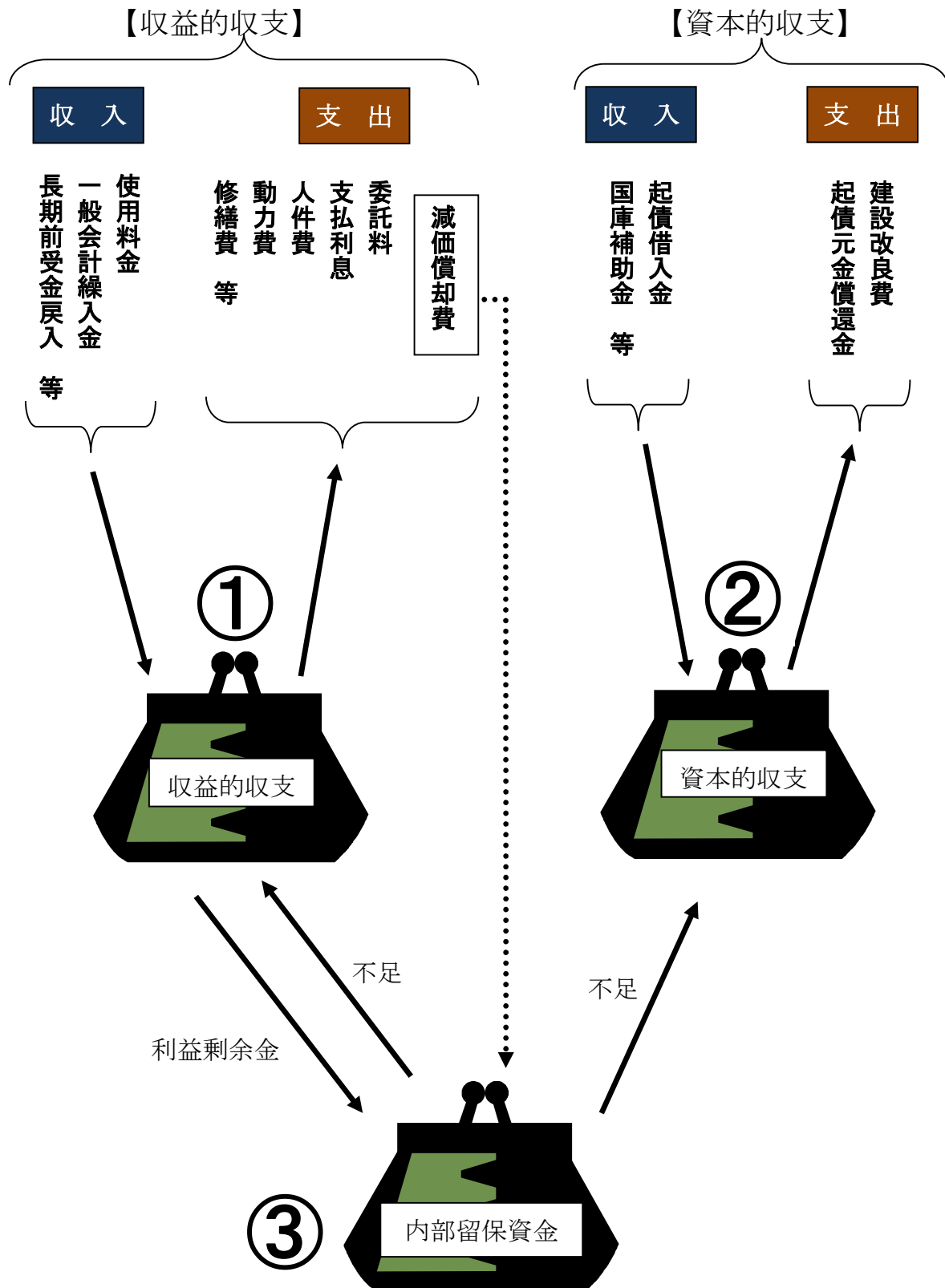


【算出式】現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100

【指標の意味】処理区域内人口の内、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口割合を表す指標

【分析の考え方】公共用水域の水質保全や料金収入増加等の観点から100%となっていることが望ましい

小山町公営企業会計のしくみ（図解）



- ・消費税及び地方消費税資本的収支調整額
- ・損益勘定留保資金
- ・利益剰余金を積立金として積立て